

二 滝 十四代 中村 伸雄  
三 游 来

会員の左側に助役が持成する件。

限る。又國の内閣の助役が持成するかせんや  
三席の風呂の國のれんは助役が持成するかせんや使  
定。

四 第1款の事は付記

第1款の件は川見半之平忠士、西村八郎山  
田中、今井少吉とおもて川見半之、土門之助、吉田重慶  
七郎、協賛者半蔵、西村少吉、諸氏に付し御映画事  
務室方に通し決定

第五款の事は

中島要次

主筋助役の左側に  
官鳥焼付の事は左様方へ依頼し半之  
の件は追加する事は申出申出の事は  
左様の件は左様の事は